

最高裁総一第1499号

令和4年12月13日

日本弁護士連合会会長 小林 元治 殿

最高裁判所事務総局総務局長 小野寺 真也

上告審に提出された弁護士の氏名を無断使用した疑いがある
書面について（事務連絡）

最高裁に係属した事件において、当事者から訴訟委任状を模した書面が提出されました。同書面には、複数の弁護士の記名があるものの、事務所住所・連絡先電話番号・所属弁護士会など、通常、委任状に記載されるべき事項が記載されておらず、また、被上告人代理人からは同書面に氏名が記載されている同姓同名の1人の弁護士に連絡を取ったところ、委任を受けた事実は確認できなかった旨の報告を受けています。

裁判所としては、一審、二審も含め、一連の訴訟活動における当事者本人の言動等を踏まえ、当該事件を本人訴訟として扱いましたが、上記訴訟委任状らしき書面には実在する弁護士を含む複数の弁護士の氏名が無断で使用されていることが疑われ、これを放置すれば弁護士の社会的信用を損なう恐れがないとは言えないことから、貴連合会に念のため情報提供させていただきます。

なお、当該事案の具体的な内容は別紙のとおりです。

(別紙)

1 事件番号

[REDACTED]

2 当事者の表示

上告人 (原告、控訴人) [REDACTED] (本人訴訟)

被上告人 (被告、被控訴人) [REDACTED] (代理人弁護士 ; [REDACTED]
[REDACTED]) 及び [REDACTED] (代理人弁護
士 ; [REDACTED] ほか)

3 事案の概要

[REDACTED]

4 本件事件の進行状況について

[REDACTED] に当該事件は終局したため、既に第一審である [REDACTED]
に事件記録は返還されている。